

鳥取県告示第 404 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ境港
境港市竹内団地 280
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
変更前 大和工商リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1-36 代表取締役 梶本 六夫
変更後 大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1-36 代表取締役 梶本 六夫
- 3 変更年月日
平成 19 年 4 月 1 日
- 4 変更する理由
大規模小売店舗を設置する者の名称を変更したため
- 5 届出年月日
平成 19 年 4 月 13 日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成 19 年 4 月 27 日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
米子市糺町一丁目 160
鳥取県西部総合事務所県民局
境港市上道町 3000
境港市産業環境部通商課
- 9 意見書の提出
境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。